

岩手県の魅力を

発信する事業募集!

~その取組、**広報**支援します!~



岩手の魅力を発信する、独創的、先駆的な事業の企画提案を募集し、費用の一部を補助します。岩手県の魅力を、もっともっと広くPRする、発想・アイデアたっぷりの事業をお待ちしています!

募集事業

下記を対象とした、ポスターや動画コンテンツの制作、イベントの実施や参加、キャンペーンの展開等、県民自らが県外へ岩手の魅力を発信する事業

- 岩手県内の食文化の紹介
 - 岩手県内の地域資源の活用
 - 岩手県内の郷土芸能や文化芸術の振興
 - その他、岩手県のイメージアップに資する岩手県内の事柄
- ※過去に当補助金で採択を受けた事業と同内容の事業を除きます。

補助金

- 補助件数：4件程度
- 補助金額：定額(上限50万円)
- 補助対象：ポスターやチラシの制作、イベントの実施など**情報発信に直接関係する経費**

募集締切

5/29(月)

詳細は裏面、もしくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.iwate.jp/kouchoukouhou/35315/054589.html>

お問い合わせ・お申し込み先

岩手県秘書広報室**広聴広報課** 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

Tel.019-629-5283(電話受付9:00~17:00/土・日・祝祭日を除く) E-Mail.kouhou@pref.iwate.jp

募集要項(抜粋)

1 趣旨

「いわて県民参画広報事業」は、岩手県内の食文化の紹介、地域資源の活用、郷土芸能や文化芸術の振興などの分野で、県民自らが行う県内外への岩手の魅力を発信する活動を促進することを目的に、独創的、先駆的な事業の企画提案を募集し、補助を行います。

2 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たすグループ(以下、団体という。)とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 岩手県内に住民票を有する、又は岩手県出身の18歳以上の者が2名以上で構成する団体であること。
- (2) 団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員が当該団体の行う活動と同種の活動経験が1年以上あること。
- (3) 組織の運営に関する規則(定款、規則、会則等)及び構成員の名簿を有していること。

3 募集する事業

以下の(1)～(5)の内容を県外にPRすることを目的とした、ポスターや動画コンテンツの制作、イベントの実施や参加、キャンペーンの展開等。

- (1) 岩手県内の食文化の紹介
- (2) 岩手県内の地域資源の活用
- (3) 岩手県内の郷土芸能や文化芸術の振興
- (4) その他、岩手県のイメージアップに資する岩手県内の事柄
- (5) 次に該当する事業でないこと
 - ア 営利を主目的とする、または単一の商品等を紹介する事業
 - イ 事業実施団体や特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ウ 政治、宗教に関わる事業
 - エ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
 - オ 国や県、市町村等の他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みの事業
 - カ 過去に当補助金で採択された事業と同内容の事業

4 事業実施期間

交付決定日から平成30年3月15日まで

※上記期間に県への実績報告書の提出まで終える必要があります。

5 補助件数及び補助金の額

- (1) 補助件数: 4件程度
- (2) 補助金額: 定額(上限50万円)
- (3) 補助対象: ポスターやチラシの制作、イベントの実施など情報発信に直接的に係る経費
(人件費など間接的経費は対象となりません。)

6 審査方法など

- (1) 審査機関
いわて県民参画広報事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)
- (2) 審査方法
公開プレゼンテーションを開催し、審査委員会が審査の上決定します。(開催予定: 6/11(日)、於アイーナ)
なお、応募者が多数の場合は、書面による一次審査を行い、その段階で不採択となる場合があります。
- (3) 審査のポイント
 - ア 独創性・先駆性: 主に県外に対し岩手の魅力等を発信するインパクト、話題性のある内容になっているか。イベントに関しては、集客性が高いものとなっているか。
 - イ 普及性: 周知・広報の広がりが期待できる取組となっているか。
 - ウ 波及性: 他の取組との連携や協力者の拡大などの広がりを生む可能性があるか。
 - エ 将来性: 補助事業完了後も継続して、事業実施が期待できるか。
 - オ 具体性・実効性: 事業概要、予算、数値目標が明確で実施体制や実施能力があるか。

7 留意事項等

- (1) 県による情報公開
提供のあった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、岩手県公式ホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーションの際には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布する場合があります。
- (2) 助成を受けた団体の義務
 - ア 別に定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
 - イ 実施期間内及び事業終了後に、県が行う広報事業で活用するため、補助事業で得られた成果物の提供等の協力をいただきます。

(例)

 - (ア) 報道機関等に対する情報提供
 - (イ) 各種媒体を活用した県政広報での活用
 - (ウ) 岩手県公式ホームページ、Twitter、Facebook等への掲載